

令和7年第3回（6月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
報告第6号	専決処分した事件の承認について(上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の一部改正について)	税務課	1～8
報告第5号	専決処分した事件の承認について(令和6年度上越市一般会計補正予算（専第7号）)	財政課	9
議案第76号	上越市市税条例の一部改正について	税務課	10～21
議案第80号	公有財産の減額貸付けについて	資産活用課	22～25

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	報告第 6 号
提 出 課	税務課

専決処分した事件の承認について（上越市市税条例及び 上越市都市計画税条例の一部改正について）

1 専決理由

令和 7 年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が本年 3 月 3 1 日に公布され、一部が同年 4 月 1 日から施行されることを受け、軽自動車税種別割の二輪車の車両区分を見直しするなど、所要の改正を行ったもの

2 主な改正内容

(1) 第 1 条の規定による上越市市税条例の改正内容

ア 原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0 キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を年額 2, 0 0 0 円とする。（第 9 0 条、第 9 8 条関係）

イ 軽自動車税種別割において身体障害者等が所有する軽自動車の減免申請の際に提示する運転免許証について、特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードの運用が開始されたことに伴い、確認に必要な措置に関する規定を整備する。（第 9 9 条関係）

ウ 特定バイオマス発電設備（総務省令で定める規模のものに限る。）に係る固定資産税の課税標準を 7 分の 6 とする。（附則第 8 条の 2 関係）

エ 固定資産税の減額措置に係る特定マンションの特例について、申告書の提出がなかった場合においても適用することができるものとする。（附則第 8 条の 3 関係）

オ 地方税法等の一部改正に伴い、その他文言を整備する。

(2) 第 2 条の規定による上越市都市計画税条例の改正内容

ア 地方税法等の一部改正に伴い、引用条項その他文言を整備する。（附則第 2 項、第 1 2 項関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 上越市市税条例及び上越市都市計画税条例新旧対照表

(1) 第 1 条の規定による上越市市税条例の一部改正

（下線部分が改正箇所）

改 正 後	改 正 前
（市民税の申告） 第 2 8 条 略 2 ～ 7 略 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要 があると認める場合には、新たに第 1 4 条	（市民税の申告） 第 2 8 条 略 2 ～ 7 略 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要 があると認める場合には、新たに第 1 4 条

改正後	改正前
第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に対し、期限を指定して、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （法施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第71条 略 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(4) 略 2 略 （種別割の税率） 第90条 略 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。） <u>又は</u>定格出力が0.6キロワットを超	第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に対し、期限を指定して、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （法施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第71条 略 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(4) 略 2 略 （種別割の税率） 第90条 略 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの<u>又は</u> <u>_____</u>定格出力が0.6キロワットを超

改正後	改正前
え 0.8 キロワット以下のもの 年額 2,000 円 ウ <u>二輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力 が4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円</u> (追加) エ 二輪のもので、総排気量が0.09 リットルを超えるもの <u>(ウに掲げるも のを除く。)</u> 又は定格出力が0.8 キ ロワットを超えるもの 年額 2,400 円 オ 略 (2)及び(3) 略 (種別割の減免) 第98条 略 2 略 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務 所若しくは事業所の所在地、氏名又は名 称及び個人番号（行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律第2条第5項に規定する個人 番号をいう。以下この号及び次条におい て同じ。）又は法人番号（同法<u>第2条第 16項</u>に規定する法人番号をいう。以下 この号において同じ。）（個人番号又は 法人番号を有しない者にあつては、住所 又は事務所若しくは事業所の所在地及び 氏名又は名称） (3)及び(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 <u>(第 90条第1号ウに掲げる原動機付自転車 にあつては、原動機の総排気量及び最高 出力)</u> (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第99条 略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免 を受けようとする者は、納期限前7日まで	え 0.8 キロワット以下のもの 年額 2,000 円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.09 リットルを超えるもの又は _____ 定格出力が0.8 キ ロワットを超えるもの 年額 2,400 円 エ 略 (2)及び(3) 略 (種別割の減免) 第98条 略 2 略 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務 所若しくは事業所の所在地、氏名又は名 称及び個人番号（行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律第2条第5項に規定する個人 番号をいう。以下この号及び次条におい て同じ。）又は法人番号（同法<u>第2条第 15項</u>に規定する法人番号をいう。以下 この号において同じ。）（個人番号又は 法人番号を有しない者にあつては、住所 又は事務所若しくは事業所の所在地及び 氏名又は名称） (3)及び(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____ _____ _____ (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第99条 略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免 を受けようとする者は、納期限前7日まで

改正後	改正前
に、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</u> (1)～(4) 略 (5) <u>運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付され</u>	に、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は</u> <u>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____するとともに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>運転免許証の番号、交付年月日及び</u> _____ _____ _____有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付され

改 正 後	改 正 前
ている場合にはその条件 (6) 略 <u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> (追加) <u>4 及び 5</u> 略 (特別土地保有税の減免) 第 1 4 3 条の 3 略 2 略 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。） (法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 及び (3) 略 3 略 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第 1 5 7 条 略 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第 1 6 項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2) 及び (3) 略 附 則 (法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 8 条の 2 略 2 ～ 5 略	ている場合にはその条件 (6) 略 <u>3 及び 4</u> 略 (特別土地保有税の減免) 第 1 4 3 条の 3 略 2 略 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。） (法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 及び (3) 略 3 略 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第 1 5 7 条 略 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第 1 5 項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2) 及び (3) 略 附 則 (法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 8 条の 2 略 2 ～ 5 略

改 正 後	改 正 前
<u>6 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</u> (追加) <u>7～14 略</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第8条の3 略 2～12 略 <u>13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> (追加) <u>14及び15 略</u>	<u>6～13 略</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第8条の3 略 2～12 略 <u>13及び14 略</u>

(2) 第2条の規定による上越市都市計画税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 後	改 正 前
附 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 2 略 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該	附 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 2 略 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該

改正後	改正前
書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) 略 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) 12 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第33項まで、第36項、第37項、第41項</u>若しくは<u>第44項</u>、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。	書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) 略 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) 12 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項</u>若しくは<u>第45項</u>、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。

上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の一部改正の主な内容

1 二輪車の車両区分の見直し 軽自動車税種別割（市税条例第 90 条関係）

ア 原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が 125cc 以下かつ最高出力が 4.0kW 以下のもの（新基準原付）に係る軽自動車税種別割の税率を 2,000 円とする。

イ 影響額 なし

ウ 適用 令和 7 年 4 月 1 日から適用

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	報告第 5 号
提 出 課	財政課

歳入科目（P 10～P 11）	12 款 1 項 1 目	地方交付税
歳入科目（P 10～P 11）	20 款 2 項 1 目	財政調整基金繰入金

単位：千円

	補 正 前	補 正 額	補 正 後
地方交付税	25,803,080	1,487,028	27,290,108
財政調整基金繰入金	5,434,182	△3,088,756	2,345,426

【補正理由】

今冬の大雪に伴う市道除排雪経費等の増嵩に対し、国から道路除雪費に係る追加支援や特別交付税による財政的支援があったほか、歳出において市道除排雪委託料の残余が見込まれたことから、歳入歳出予算を整理し、財政調整基金繰入金を減額するため、補正予算を専決処分したもの（3月31日専決）

【補正内容】

地方交付税 1,487,028

項目	補正前	補正額	補正後
地方交付税	25,803,080	1,487,028	27,290,108
うち特別交付税	3,078,000	1,487,028	4,565,028

財政調整基金繰入金 △3,088,756

項目	補正前	補正額	補正後
財政調整基金繰入金	5,434,182	△3,088,756	2,345,426

<参考>

3月31日補正予算の専決処分における歳入歳出予算の整理内容
(歳入)

款項目	名称	補正額
12 款 1 項 1 目	地方交付税（特別交付税）	1,487,028
16 款 2 項 6 目	土木費国庫補助金（臨時市町村道除雪事業費補助金、社会資本整備総合交付金）	1,301,728
20 款 2 項 1 目	財政調整基金繰入金	△3,088,756
	合計	△300,000

(歳出)

款項目	名称	補正額
8 款 2 項 5 目	除雪費（事業名 除雪費）	△300,000
	合計	△300,000

改正案	改正前
示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を上越市公告式条例(昭和46年上越市条例第25号)第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> (納税証明事項) 第9条 法施行規則 _____第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。 (所得控除) 第21条 所得割の納税義務者が、法第314条の2第1項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除す	_____ _____ _____ _____ _____上越市公告式条例(昭和46年上越市条例第25号)第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u> _____ _____ _____ものとする。 (納税証明事項) 第9条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。 (所得控除) 第21条 所得割の納税義務者が、法第314条の2第1項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除す

改 正 案	改 正 前
る。 (寄附金税額控除) 第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____ (第1号から第9号までに掲げるものについては、それぞれ県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額 (当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の<u>第22条</u>及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(9) 略 (10) 前各号に掲げるもののほか、所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金 (_____ 租税特別措置法第41条の18の2_____ の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、本市における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして市長が別に指定したもの 2 略 (市民税の申告) 第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受	る。 (寄附金税額控除) 第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u> (第1号から第9号までに掲げるものについては、それぞれ県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額 (当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の<u>第22条第1項</u>及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(9) 略 (10) 前各号に掲げるもののほか、所得税法第78条第2項第2号及び第3号_____ に掲げる寄附金 (同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、本市における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして市長が別に指定したもの 2 略 (市民税の申告) 第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受

改 正 案	改 正 前
けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>、法第３１４条の２第４項</u>に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第２９条の２第１項第３号及び第２９条の３第１項において同じ。）<u>（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第２４条の２の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）は、この限りでない。 ２～８ 略 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第２９条の２ 所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経	けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第３１４条の２第４項</u>に規定する扶養控除額 _____の 控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第２４条の２の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）は、この限りでない。 ２～８ 略 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第２９条の２ 所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経

改 正 案	改 正 前
由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) 略 2～6 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を	由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 扶養親族_____の氏名 (4) 略 2～6 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）_____ _____を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を

改 正 案	改 正 前
受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) 略 2～5 略 附 則 (削除) (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第5条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3の4第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則	受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 扶養親族_____の氏名 (4) 略 2～5 略 附 則 (<u>公益法人等に係る市民税の課税の特例</u>) <u>第3条の3の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u> (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第5条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3の3第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則

改 正 案	改 正 前
第 1 4 条の 2 第 1 項、附則第 1 4 条の 3 第 1 項又は附則第 1 4 条の 8 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 2 4 条の 2 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 <u>（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）</u> 第 1 2 条の 3 の 3 令和 8 年 4 月 1 日以後に <u>第 1 0 1 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 1 0 1 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 1 0 2 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 1 0 3 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 1 0 1 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u> <u>(1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の法施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0. 3 5 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当</u>	第 1 4 条の 2 第 1 項、附則第 1 4 条の 3 第 1 項又は附則第 1 4 条の 8 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 2 4 条の 2 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

改 正 案	改 正 前
<u>たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u> <u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第102条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第102条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこ</u>	

改 正 案	改 正 前
<u>のみの品目のもの</u> (追加) (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) <u>第 1 2 条の 3 の 4</u> 略 2 略 3 略 (1) 第 2 1 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則<u>第 1 2 条の 3 の 4 第 1 項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (2) 第 2 4 条から第 2 5 条まで、第 2 5 条の 2 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 2 4 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則<u>第 1 2 条の 3 の 4 第 1 項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 4 条の 2 第 1 項前段、第 2 5 条、第 2 5 条の 2 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則<u>第 1 2 条の 3 の 4 第 1 項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 4 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則<u>第 1 2 条の 3 の 4 第 1 項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第 2 6 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則<u>第 1 2 条の 3 の 4 第 1 項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (4) 附則第 3 条の 4 の規定の適用について	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) <u>第 1 2 条の 3 の 3</u> 略 2 略 3 略 (1) 第 2 1 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則<u>第 1 2 条の 3 の 3 第 1 項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (2) 第 2 4 条から第 2 5 条まで、第 2 5 条の 2 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 2 4 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則<u>第 1 2 条の 3 の 3 第 1 項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 4 条の 2 第 1 項前段、第 2 5 条、第 2 5 条の 2 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則<u>第 1 2 条の 3 の 3 第 1 項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 4 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則<u>第 1 2 条の 3 の 3 第 1 項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第 2 6 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則<u>第 1 2 条の 3 の 3 第 1 項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (4) 附則第 3 条の 4 の規定の適用について

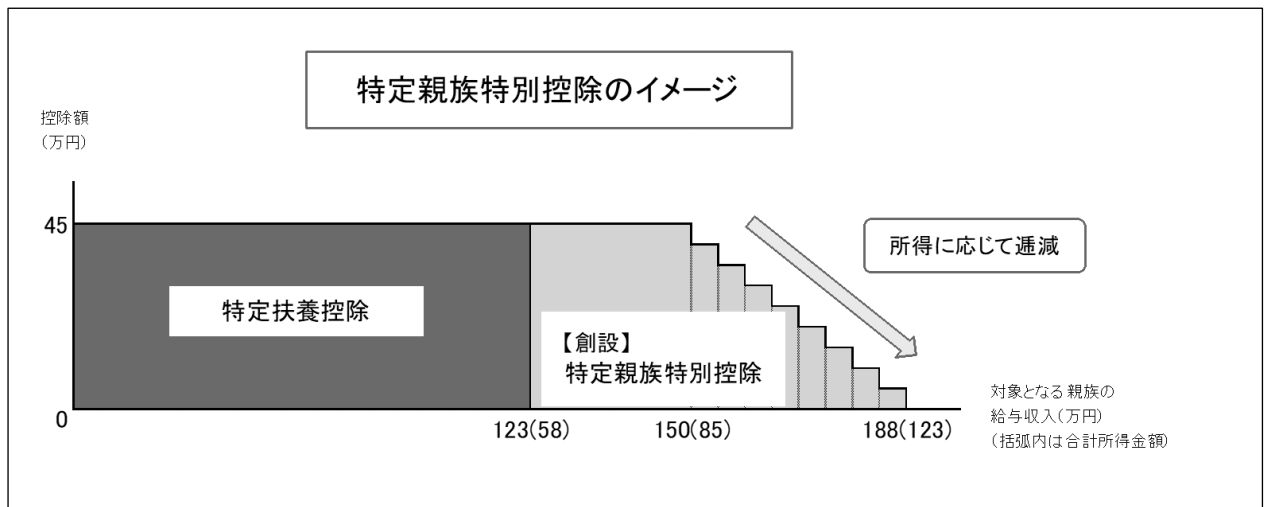
改 正 案	改 正 前
は、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の3の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。	は、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の3の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

上越市市税条例の一部改正の主な内容

1 大学生年代の子等に関する特別控除の創設 個人市民税 (市税条例第 21 条ほか関係)

ア 改正の概要

19 歳以上 23 歳未満までの大学生年代の子等の合計所得額が 85 万円までは、親等が特定扶養控除と同額（45 万円）の所得控除を受けられ、合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除額を逡減させる仕組みを設ける。



イ 影響額 約 900 万円の減収／年

ウ 適用 令和 8 年度分の個人市民税から適用

2 加熱式たばこの課税方式の見直し 市たばこ税 (附則第 12 条の 3 の 3 関係)

ア 改正の概要

国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても、紙巻たばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、課税の適正化の観点から加熱式たばこの課税方式を見直す。

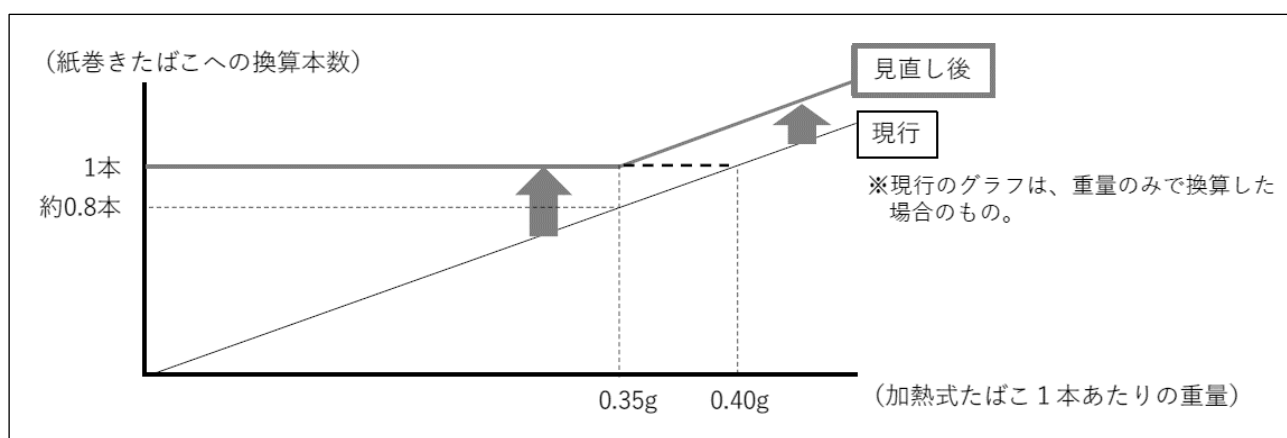
現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは 1 本をもって紙巻たばこ 1 本に換算する仕組みとする。

【加熱式たばこの課税方式の現行と見直し後の比較】

	現行の課税方式	見直し後の課税方式
換算方式の要素	価格と重量	重量のみ
紙巻たばこ 1 本換算の重量	0.4 g で 1 本に換算	0.35 g で 1 本に換算※
1 本換算の重量に満たない場合の換算方式	従量制とする	1 本に換算する

※スティック型以外のものは 0.2g で 1 本に換算

【スティック型の加熱式たばこの場合におけるイメージ】



イ 影響額 令和 8 年度 約 8,100 万円の増収
令和 9 年度以降 約 1 億 2,100 万円の増収

ウ 適用 令和 8 年度以降の市たばこ税に適用
激変緩和措置として、二段階で課税方式の見直しを実施する。

	現行の課税方式	見直し後の課税方式
現行	現行の換算本数×1.0	—
時期	第一段階 R8. 4. 1～	現行の換算本数×0.5
	第二段階 R8. 10. 1～	—
		新換算本数×1.0

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 8 0 号
提 出 課	資産活用課

公有財産の減額貸付けについて

1 貸付けを行う財産

- (1) 名 称：旧上越市三和西部スポーツハウス
- (2) 所 在 地：上越市三和区下中宇島分 3335 番 14
- (3) 区 分：土地、建物 1 棟
- (4) 面 積：土地 4,983 ㎡
建物 体育館（鉄骨造） 672.45 ㎡
- (5) 評 価 額（公有財産台帳評価額）：
土地 18,935,400 円
建物 44,425,561 円
- (6) 賃 借 料：528,000 円／年
（市が募集要領で参考価格として記載した賃借料 5,389,326 円／年）

【位置図】



2 貸付先

上越市大字藤野新田 336 番地 1
株式会社フォト・オフィスオーツー
代表取締役 大坪 幸信

3 貸付先の選定理由

令和 7 年 4 月から公募型プロポーザルによる利活用事業者を募集した結果、1 提案があり、令和 7 年 5 月 19 日に開催した選定委員会での審査において、株式会社フォト・オフィスオーツーが優先交渉先として選定された。

これを受け、市として検討した結果、提案された事業内容は、対象施設を活用してドローンの国家ライセンスの講習会場、機体販売、メンテナンスを一貫して行うものであり、今後の成長産業における優位性や将来性が認められた。

現在の事業実績も堅調で、対象施設の改修もカーテン等の窓具の取り換えなど小規模であり、無理がなく、継続性が認められる事業計画であり、また、地域振興イベントへの協力や地元での新規雇用の想定のほか、ドローンを活用した工業団地内の定期点検見回りの実証を計画しているなど、地域への貢献の度合いも高く、地域との連携を図りながら、施設の有効利用を進めることができると判断し、株式会社フォト・オフィスオーツを貸付先として選定した。

4 貸付けの概要

(1) 募集概要

① 募集の趣旨

令和7年3月31日に公の施設としての供用廃止後、将来的に老朽化した施設を取壊し、三和西部工業団地の拡張用地等として跡地の有効活用を図る予定であったが、土地の権利関係の整理に時間を要することが判明したことから、一定の期間、土地と建物を貸付け、企業活動として有効活用を図る事業者を募集することとした。

② 貸付期間

3年

③ 貸付方法

有償貸付け

④ 賃借料（参考価格）

土地 946,770 円／年

建物 4,442,556 円／年

⑤ 主な資格要件

ア 応募する時点で、上越市内に営業所、事業所等を有する法人

イ 税金等を滞納していないこと

(2) 契約方法

随意契約（公募型プロポーザル方式により選定）

(3) 貸付けの条件

① 貸付期間は3年とし、契約期間満了後の再契約は、市による跡地の有効活用の検討や土地の権利関係の整理状況を踏まえ、別途、協議し決定する。

② 事業実施のために必要となる施設整備は、事業者自らの資金負担とする。

③ 施設を運営する期間を通じ、施設の維持管理及び必要な修繕は、事業者自らの資金負担とする。

5 事業計画の概要

(1) 提案者

株式会社フォト・オフィスオーツ

(2) 事業概要

① 事業内容

ドローン活用拠点として、体育館、テニスコート跡地を利用する。

② 事業期間

3年間

③ 実施スケジュール

賃貸借契約締結後	ドローンに関する国家ライセンス会場に登録
賃貸借契約締結の1か月後	設備内修繕（窓具等） 国家ライセンススクール募集開始
〃 3か月後	セミナー、各種講習実施

④ 地域との関わり

- ・ 今回の事業に向け、地域から1名を追加雇用する。
- ・ ドローンによる工業団地内の定期点検、見回りを実証実験として行う。
- ・ 災害時におけるドローン活用について地域との連携の呼びかけを行う。
- ・ 地域イベント開催時におけるトイレ利用等の施設解放等の協力をする。

6 貸付先決定までの経過

(1) 公募型プロポーザルの実施

① 公募期間

令和7年4月1日から4月28日まで（28日間）

（市ホームページに掲載し、報道機関、金融機関、三和西部工業団地内企業等へ情報提供）

② 応募数

1 提案

③ 選定委員会の選定結果

ア 選定委員会の構成

種別	選定委員
経営・財務会計に精通している専門家	平野 康晴（中小企業診断士）
	山川 とも子（税理士）
商工団体	西山 薫（上越南商工会会長）
商工団体	佐藤 雅之（三和西部工業団地協同組合副理事長）
地域団体	渡辺 正芳（NPO法人三和区振興会理事長）
上越市三和区総合事務所長	小林 博幸
上越市財務部長	柳澤 祐人

イ 委員会の開催

開催日	内容	出席委員
令和7年5月19日	書類審査、面接審査、優先交渉先の選定	7人

ウ 選定の考え方

「資格要件」を満たした上で、「①価格」、「②地域との連携」、「③事業内容」、「④事業計画の見通し」、「⑤その他アピールポイント」の5つの観点から評価を行い、及第点に達し、かつ、得点が高い提案者を優先交渉先として選定する。

エ 優先交渉先の選定

委員から平均60点以上の評価があったもののうち、得点が最も高いもの、かつ、最も多くの委員が第一順位に評価したものを、第一順位の優先交渉先とする。

オ 審査項目及び配点

審査項目	①価格	②地域との連携	③事業内容	④事業計画の見通し	⑤その他アピールポイント	計
配点	30点	30点	20点	10点	10点	100点

カ 審査結果

書類審査及び面接審査を行い、委員から平均 60 点以上の評価があった株式会社フォト・オフィスオーツの提案について、委員間で協議の上、選定委員会の総意として優先交渉先に選定した。

提案者	株式会社フォト・オフィスオーツ					
活用方法	ドローン活用拠点					
審査結果	点数	①	②	③	④	⑤
A 委員	84	18	28	20	8	10
B 委員	84	18	30	20	8	8
C 委員	69	18	22	16	7	6
D 委員	70	18	22	16	8	6
E 委員	72	18	22	16	8	8
F 委員	84	18	30	16	10	10
G 委員	70	18	24	16	6	6
平均点	76.1	18	25.4	17.1	7.9	7.7
60 点以上の 点数の委員数	7/7	—	—	—	—	—

キ 優先交渉先に対する委員からの主な意見

- ・ 工業団地内企業との連携に期待できる。
- ・ 工業団地内のパトロール等による防犯面の効果を期待する。
- ・ 成長産業であり、実績、将来性がある。
- ・ 受講希望者が多く、当面の間、事業継続の見込みが高い。
- ・ 自己資本比率、現金保有率が高く、堅調である。
- ・ 施設改修は小規模にとどまり、いずれも自己資金で十分に対応ができる。
- ・ 講習、販売、メンテナンスを一貫して対応することができ、市場における優位性が認められ、上越を代表する企業になるポテンシャルがある。
- ・ 様々な機関との災害協定の締結など社会貢献活動にも積極的である。

(2) 審査結果を踏まえた市の対応

以下の理由から、株式会社フォト・オフィスオーツを優先交渉先として、施設の貸付け・有効活用に向けた交渉を進めることとした。

<交渉先とした理由>

- ・ 選定委員会において、優先交渉先に選定されたこと
- ・ 提案事業者の財務内容は良好で、事業の将来性、継続性が認められること
- ・ 公有財産台帳評価額のうち、建物の評価は、耐用年数を経過した廃止施設であるにも関わらず、建物が堅牢で良好な状態であることから、参考価格は高額となっている。提案事業者の希望する賃貸料は、参考価格に及ばないものの、賃貸期間中において、市が負担する施設の維持管理に必要な義務的経費以上の財産収入が見込まれること
- ・ 地域との連携を図りながら、施設の有効利用を図ることができること
- ・ 上越市域におけるドローン利用の普及促進が期待されること